

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 大重公彦



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4SNE1SQ60010		4SPA1A10006 0001					
品名 または 件名							
目達原宿舎 1 号棟他受水槽等内部清掃							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	EA						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
目達原駐屯地							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
目達原宿舎 1 号棟等			令和6年12月20日 (金)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年5月14日（火）11時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年5月21日（火）14時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

- ア 契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年5月13日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に
「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米、福岡の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関すること
九州補給処調達会計部契約課 第2契約班 担当 御手洗(みたらい) (内線2319)

仕様書件名：目達原宿舍1号棟他受水槽等内部清掃

件名	目達原宿舍1号棟他受水槽等内部清掃			図面番号	1/2
図名	表紙			縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	給排水係長	工事企画係長	設計者
					
九州補給処総務部管理課				作成年月	6.4.8

仕 様 書

1 件 名 目達原宿舎1号棟他受水槽等内部清掃

- 2 場 所
- (1) 佐賀県神埼郡吉ケ里町立野630-2 目達原宿舎1号棟
 - (2) 佐賀県神埼郡吉ケ里町立野790-2 目達原宿舎2号棟
 - (3) 佐賀県神埼郡吉ケ里町立野7-1 目達原特別借受宿舎
 - (4) 佐賀県神埼郡吉ケ里町立野松原2496-1 大曲宿舎
 - (5) 佐賀県神埼郡吉ケ里町立野2215-47 九反田宿舎
 - (6) 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2727-1 上峰宿舎B棟
 - (7) 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2986-3 上峰宿舎C棟

3 宿舎及び高置水槽等の容量

宿舎名	受水槽の容量	高置水槽の容量	材 質	槽 数
目達原宿舎1号棟	2.0 t	3 t	FRP	1 槽
目達原宿舎2号棟	2.5 t		FRP	1 槽
目達原特別借受宿舎	1.5 t	3 t	FRP	1 槽
大曲宿舎	3.0 t		FRP	1 槽
九反田宿舎	2.5 t		鋼 材	1 槽
上峰宿舎B棟	3.2、2 t		FRP	1 槽
上峰宿舎C棟	1.5 t	3 t	FRP	1 槽

4 一般事項

- (1) 本役務は、「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」を適用する。
- (2) 請負者は関係諸法規を厳守し、清掃の円滑なる進捗を図るとともに、その管理・運営については、請負者の責任において実施する。
- (3) 請負者は本役務にあたり、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- (4) 請負者は本役務実施の際は、安全管理に十分注意して事故防止に努め、本仕様書に明記無き事項についても、施工上当然すべき事項は実施すること。

5 特記事項

- (1) 清掃はタンク内の沈殿物及び、浮遊物並びに壁面等に着した物質を洗剤及び高圧洗浄機を用いて除去し洗浄する。
壁面等に着した物質の除去は、タンクの材質に応じ適切な方法で行う。特に金属部分の錆等は、ワイヤーブラシ等を用いて完全に除去し洗浄すること。
洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排出する。清掃終了後、水道引込管内等の停滞水やもらい錆等がタンク内に流入しないよう注意すること。
- (2) 清掃終了後、塩素剤を用いてタンク内の全壁面、床及び天井の下面に高圧洗浄機等を用いて噴霧による消毒を2回以上行う。消毒終了後30分以上経過してから、高圧洗浄機等を用いて槽内に立ち入らないでマンホールから槽内の水洗いを実施の上、水の注水を開始すること。
- (3) 清掃については、1700時までに終了できるよう人員及び十分な器材等を確保し配置すること。
また、高置水槽の清掃は受水槽の清掃と同じ日に実施すること。
- (4) 受水槽及び高置水槽内の水張り終了後、宿舎内より監督官立ち会いのもとで規則に基づく味・臭気色濁度及び残留塩素等の簡易水質検査を実施すること。

6 その他

- (1) 工程及び使用器材等の写真は、着工前、各工程、完了及び監督官の指示するところを撮影し1部提出すること。
- (2) 着工前に作業員の腸内病原菌検査結果書（6ヶ月以内のもの）を1部提出すること。併せて、清掃計画書を1部提出すること。
- (3) 本清掃における責任者は、清掃業務に必要な資格等の写しを1部提出すること。
- (4) 本清掃において、受水槽及び高置水槽容量の80%分の水道料金を請負業者が負担すること。その際、事前に貯水槽清掃用水使用届を各宿舎毎に1部作成し、関係所掌に提出するとともに、その写しを官側に提出するものとする。
- (5) 本清掃において、宿舎内の電気・水道を使用することは原則的にできない。
使用した場合は、その料金を請負業者が負担すること。
- (6) その他の提出書類は、監督官の指示によるものとする。

